

ECOBox 利用規約

ECOBox 利用規約（以下「本規約」といいます。）は、ヤマト運輸株式会社（以下「当社」といいます。）と当社が構築・運営する重要文書処理システムの利用者に適用されるものとします。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとします。

- ①「会員」とは、専用サイトにて登録を行い当社が承認した者をいいます。
- ②「重要文書」とは、会員が次号の重要文書処理システムに従って処理を希望する紙媒体の文書をいいます。
- ③「重要文書処理システム」とは、重要文書を次号の ECOBox に収納して、その秘密を厳に保持したうえで配送し、溶解処理する一連のシステムをいいます。
- ④「ECOBox」とは、重要文書処理システムにおいて、会員が重要文書を収納すべき当社所定の専用容器をいいます。
- ⑤「重要文書処理システム利用料金」とは、ECOBox の資材代金、運送費用、重要文書処理に係る手数料、ならびにそれらに消費税額、地方消費税額が課される場合の当該消費税額、地方消費税額の総称をいいます。
- ⑥「重要文書入りボックス」とは、会員が重要文書処理システムを利用するために重要文書を収納、梱包した ECOBox をいいます。
- ⑦「送り状」とは、会員が重要文書入りボックスを運送会社に引き渡す際に重要文書入りボックスに添付する運送会社所定の送り状をいいます。
- ⑧「専用サイト」とは、当社が重要文書処理システムに関して会員のために開設するインターネットウェブサイトを用います。
- ⑨「運送会社」とは、当社が ECOBox を会員に配送し、重要文書入りボックスを回収のうえ次号の再生処理会社に配送する者として当社が手配する運送会社をいいます。
- ⑩「再生処理会社」とは、当社が重要文書入りボックスを溶解処理および紙資源再生を行う者として手配した処理会社をいいます。
- ⑪「溶解証明書」とは、重要文書処理システムを利用した重要文書の溶解処理が完了したときに、それを証するため当社が所定の様式により会員に対し送付する書面もしくは電子データをいいます。

第2条（会員登録）

重要文書処理システムの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、専用サイトにて所定の手続きにより会員登録を行います。

2. 会員となることができる者は原則法人とし、本規約に同意した利用希望者に限ります。
3. 当社が重要文書処理システム利用希望者の会員登録を承認した場合、利用希望者に対して承認通知をするものとし、当該通知の時点で利用希望者は重要文書処理システムの会員となります。
4. 本規約は、当社と会員との間に適用されるものとします。

第3条（IDおよびパスワードの管理）

会員は、前条第1項の会員登録の際に自ら ID およびパスワードを設定し、当該 ID およびパスワードを会員自身の責任と負担で管理するものとし、ID およびパスワードを第三者に譲渡、貸与その他不正使用することはありません。

2. ID およびパスワードの使用上の過誤、第三者の盗用等の使用による損害については、会員がその責任を負うものとし、当社は一切責任を負いません。
3. 会員は、自己の ID およびパスワードの使用（第三者による不正使用を含む）に起因して、当社または他の会員に損害が発生した場合、当該損害を賠償するものとします。

第4条（ECOBoxの注文）

会員は、重要文書処理システムを利用するために、予め所定の方法により当社に ECOBox を注文するものとします。

2. 当社は、会員が注文した ECOBox を、運送会社を通じて会員指定の場所に配送して会員に引渡すものとします。

第5条（ECOBoxの保管）

前条により会員が引渡しを受けた ECOBox の管理・保管・保存は会員が行うものとし、当社は一切責任を負いません。

第6条（ECOBoxの紛失）

会員は第4条により引渡しを受けた ECOBox を紛失した場合でも、重要文書処理システム利用料金を支払済みのときは、当社にその返却を求めるとはできず、また重要文書処理システム利用料金をまだ支払っていないときは、当該紛失した ECOBox にかかる重要文書処理システム利用料金の支払いを免れることはできません。

第7条（重要文書処理システム利用料金）

会員は、第4条第2項による ECOBox の引渡しと同時に、もしくは引

渡しの後、当社が別途定める重要文書処理システム利用料金を当社所定の方法により支払うものとします。

2. 会員が ECOBox をもって重要文書処理システムを利用することができる期間は、第24条に定める有効期間と同期間とします。
3. 本規約の有効期間が経過した後においては、会員は支払済の重要文書処理システム利用料金の返還を請求できないものとします。また、会員は、本規約の有効期間中に引渡しを受けた ECOBox にかかる重要文書処理システムの利用料金の支払いを免れることはできません。
4. 重要文書処理システムの利用に際して重要文書処理システム利用料金に含まれない費用（重要文書入りボックスの搬出時の現場状況により追加の運送費用がかかる場合等を含むがこれに限らない）が発生した場合、会員は、重要文書処理システム利用料金を支払済みのときはその都度、当社の請求により、当該費用を支払い、重要文書処理システム利用料金を未払いの場合、重要文書処理システム利用料金とともに支払うものとします。

第8条（会員による重要文書処理システムの利用）

会員は、次条の記載に従い、重要文書を ECOBox に収納、梱包し、重要文書入りボックスを引渡すことにより、重要文書処理システムを利用します。

第9条（重要文書入りボックスの引渡し）

会員は ECOBox を利用し、第11条の規定に沿って重要文書を収納します。

2. 会員は、前項による文書の収納後、ECOBox を梱包します。梱包は会員が処理過程で開封のおそれがないように責任をもって梱包します。
3. 会員は、当社所定の方法により、重要文書入りボックスの引渡しを依頼するものとし、当社は、会員指定の場所で運送会社をして重要文書入りボックスの引渡しを受けさせます。ECOBox の引渡し予定日は会員の指定期日に応じて当社が手配するものとします。但し、交通事情等により予定日を変更することがあります。また、会員は、引渡し時に運送会社が持参した送り状に間違いがないかどうかを確認して引き渡すものとします。

第10条（取扱い対象地域）

会員が本規約第4条第2項により ECOBox の配送を指定することができる地域、および重要文書処理システムを利用して重要文書入りボックスの回収を指定することができる地域は、日本全国（但し沖縄本島以外の離島および輸送が運送会社の業務上不能な場所を除く）とします。

第11条（混入禁止）

会員は、重要文書を収納、梱包する ECOBox に重要文書以外のものを収納しないものとし、次のものを混入してはならないものとします。

【混入禁止品目】

- ビニールシート・ビニール・布製バインダー・プラスチック・プラスチックフィルム・合成紙・テープ類・その他再生処理会社で再生処理できないと判断されたもの
2. 重要文書入りボックスの中に前項の混入禁止品目が混入されているおそれがあるときは、当社は、事前に会員に連絡したうえで、当該重要文書入りボックスを開梱、検査することができるものとします。
3. 当社は、ECOBox に混入禁止品目が混入しているおそれが判明した場合は、事前に会員に連絡したうえで、会員から重要文書処理システムによりすでに引渡しを受けた重要文書入りボックスを返却できるものとします。この場合、返却に要する費用は会員の負担とします。

第12条（処理の中止）

会員からすでに引渡しを受けた重要文書入りボックスの処理を中止し、当該ボックスの返却を会員が希望する場合、重要文書処理システムの行程上可能な場合のみ受け付けます。なお、当社はこの場合に要した費用を会員に請求できるものとします。

第13条（溶解処理証明書）

当社は、重要文書入りボックスの溶解処理が完了した後、会員に対し当社所定の様式により溶解証明書を交付するものとします。

第14条（重要文書の機密保持）

当社は、第4条により運送会社が会員から重要文書入りボックスの引渡しを受けた後、重要文書の機密を保持したまま、速やかに再生処理会社に搬送し溶解処理を完了させるものとし、会員の事前の承諾を得た場合を除き、重要文書を開示し、または運送会社もしくは再生処理会社をして開示させません。

2. 会員は、法令の規定または公権力の発動により要請された場合は、当社が重要文書を開示することを承諾し、当社は、これに関する責任は一切負わないものとします。
3. 前項または第11条第2項に基づき重要文書入りボックスを開梱および開示した場合、以下の情報を本規約に定める機密情報とします。

記

- (1) 重要文書入りボックスを開梱および重要文書を開示した場合に当社

が知り得た会員に関連する個人情報（個人名、法人名、住所、電話番号、性別、年齢、生年月日、クレジットカード番号、ID、パスワード等、個人を特定できるものを指すがこれに限定されない）及び会員の技術上、営業上、業務上その他一切の情報であつて、媒体（書面、写真、フィルム、磁気ディスク、磁気テープ等）に記録されているか否かは問わないものとする。

- (2) ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、機密情報に含まれないものとする。
- ① 開梱または開示の時点ですでに公知のもの、または開梱または開示後当社の責めによらずして公知となったもの。
 - ② 当社が開梱または開示を行った時点ですでに当社が保有しているもの。
 - ③ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - ④ 当社が、会員からの情報によらず開示したもの。
 - ⑤ 当社が、開示することにつき会員の書面による同意を得たもの。
 - ⑥ 法令や政府機関又は証券取引所（あるいは日本証券業協会）の規則等により開示が要求されたもの。
4. 当社は、機密情報をいかなる第三者に対しても漏洩してはならないものとする。
5. 当社は、本規約に定める権利の行使または義務の履行以外のために、機密情報を使用してはならないものとする。
6. 当社は、前2項を当社および当社の関連会社の役員及び従業員に遵守させなければならないものとし、これらの者の前2項における義務違反について連帯して責任を負うものとする。

第15条（個人情報）

本規約において個人情報とは、機密情報のうち、会員が自らの事業活動において独自に収集した「会員の個人顧客または会員の従業員の氏名・住所・電話番号等、当該個人を特定できる情報」をいいます。

2. 当社は、重要文書には個人情報が含まれる可能性があること、ならびに個人情報が一漏洩した場合には会員および当該個人情報にかかる個人に損害等を及ぼす可能性があることを認識しており、重要文書を前条およびその他本規約の定めに基づいて取り扱うものとする。

第16条（再委託）

当社は、本規約において定められている範囲において、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとする。ただし、当社が機密情報を当該再委託先に開示し、当該再委託先の責めに帰すべき事由による機密情報の紛失、盗難等による事故が発生した場合、当社は、当該再委託先が為した業務についても自ら為したと同様の責任を負うものとする。

第17条（再生紙資源）

会員は、重要文書処理システムにより重要文書入りボックスの溶解処理が完了したとき、それにより生じる紙資源についての所有権は、当社に帰属することを異議なく承諾します。

第18条（保険）

当社は、本規約に基づき重要文書処理システムの運営について、当社が適当と判断する保険を付保するものとする。

第19条（責任）

当社の責任は、第9条により運送会社が会員から重要文書入りボックスの引渡しを受けた後に発生します。当社に ECOBox を引渡すまでの事務所内での ECOBox や重要文書の保管等については、当社は一切責任を負いません。

第20条（免責）

当社は、次に起因して会員に生じた損害には一切責任を負いません。

- ① 混入禁止品目の混入や、ECOBox の容量を越えるほどの収納に起因する重要文書入りボックスの破損から発生する損害。
- ② 予見不能な交通障害による重要文書入りボックスの滅失、毀損、処理の遅延等から発生する損害。
- ③ 重要文書入りボックスの強盗・盗難など避け得ることのできない事態の発生による損害。
- ④ 通信回線やコンピュータなどによる障害が生じ、重要文書処理システムの遅延、中断または中止による損害、もしくは第三者の不正アクセスにより生じた損害。
- ⑤ 天災、地震、災害等当社の責めに帰すことのできない事由によって生じた損害。
- ⑥ 会員が本規約に違反するなど会員の責めに帰すべき事由によって生じた損害。

第21条（損害賠償）

会員及び当社は、本規約に違反したことにより相手方に損害を与えたときは、本規約の解除の有無にかかわらず、直接かつ現実に生じた損害を賠償する義務を負うものとする。

2. 前項にかかわらず、当社の会員に負う損害賠償の範囲は、当社の故意または重過失による損害を除き、当該 ECOBox にかかる重要文書処

理システム利用代金相当額を上限とします。

第22条（解約）

会員および当社は、解約しようとする日の3か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本規約を解約することができるものとする。

2. やむをえない事情により当社が重要文書処理システムを取り止めることになった場合、当社は、可能な限り速やかに会員にその旨を通知するものとし、この場合、前項にかかわらず、本規約は重要文書処理システムの取り止めと同時に解約されるものとする。

第23条（解除）

会員および当社は、相手方が次の各項のいずれかに該当した場合は、催告その他なんらの手続きを行うことなく本規約を解除することができます。

- ① 料金の支払いを1ヶ月以上遅延した場合。
- ② 故意または過失により、相手方に対し重大な損害を与えた場合。
- ③ 差押え、仮差押え、仮処分、競売、強制執行の申立て、その他租税滞納処分を受けた場合。
- ④ 破産、会社更生、特別清算、民事再生手続きその他これらに類する手続の申立てを受け、または自ら申立てをし、あるいは解散した場合。
- ⑤ 自ら振り出した手形、小切手の不渡り、または手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- ⑥ 本規約のいずれかの条項について重大な違背があり、当該違背により本規約を存続させることが困難になった場合。

第24条（有効期間）

本規約の有効期間は、当社と会員の間で本規約が成立してから1年間とします。ただし有効期間が満了する1か月前までに会員、当社のいずれか一方より相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本規約は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

2. 前項の有効期間の満了、その他前2条による解約、解除により本規約が終了した場合、当社が本規約の終了前に重要文書処理システムによってすでに引渡しを受けた重要文書入りボックスについては、本規約に従い、重要文書処理システムにおけるサービスを行うものとする。ただし、本規約の終了後に、会員に第22条に定める損害が発生した場合であっても、会員は、当社に対し、損害賠償請求することはできません。

第25条（反社会的勢力との関係遮断）

会員および当社は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約します。

- ① 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員でないこと
- ② 自ら役員（社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名前を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- ④ 自らまたは第三者を利用して「相手方に対する脅迫的言動または暴力を用いる行為」および「偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為」をしないこと。

2. 会員および当社は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告することを要せずに、本規約の全部または一部を解除できるものとする。

第26条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更する旨並びに変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、あらかじめ専用サイトの上に掲載し、会員に周知するものとする。

第27条（合意管轄）

会員および当社は、本規約についての紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第28条（協議）

本規約に定めなき事項については、会員および当社が協議のうえ、取り決めるものとする。

ヤマト運輸株式会社
2015年7月6日制定
2018年2月1日改訂
2019年12月23日改訂
2020年4月1日改訂